

加盟団体助成金規程

(目 的)

第1条 公益財団法人石狩市体育協会（以下「協会」という。）は、加盟する単位団体の組織の強化と発展及び向上のため、加盟団体の運営に要する費用の一部を毎年度助成する。

(決 定)

第2条 助成金は、毎年度理事会において決定する。

(計 算)

第3条 助成金は、次の各項の合算額とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 均等割

加盟1団体あたり50,000円とする。

(2) 会員割

前年度における各加盟団体の登録人数に200円を乗じた額とする。

(3) 実績割

イ 事業割として、前年度における各加盟団体の主催大会の回数に10,000円を乗じた額とする。ただし、市民体育大会・管内スポーツフェスタは、1/2回として回数を定める。

ロ 人数割として、前号における事業の参加者数に50円を乗じた額とする。

ハ 協力割として、協会が要請する事業の協力人数に100円を乗じた額とする。

2 石狩市スポーツ少年団本部にかかる助成金については、前項の規定にかかわらず毎年度の予算において別に定める額とする。

3 会長が必要と認める場合には、予算の範囲内で特別助成金を支出することができる。

(交 付)

第4条 前2条において決定された助成金は、決定後すみやかに交付する。

(取消・返還)

第5条 助成金の決定又は交付後において、各加盟団体が次の各号に該当するときは、助成金の決定を取り消し又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 助成金を他の用途に使用したとき。

(2) 助成金の交付決定の内容又は条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。